

発行所 館山市役所
館山市北条1.087番地
本館電話館山 67.68.188番
分館 " 701.496 1.099番

8月の人口動態	
総人口	62,302人
男	29,730人
女	32,572人
世帯	13,580世帯
出生	135人(男73・女62)
死亡	62人(男30・女32)
婚姻	34件
離婚	4件
死産	14件

市民相互の友好増進を図る

館山市と国ワシントン州ペリンハム市との姉妹市関係は、去る七月十一日の縁組式を契機として非常に友好裡にスタートし、以来本市において結成された都市縁組委員会と同様に、ペリンハム市において各界の指導者層をもつて構成される委員会が誕生、ペリンハム市長の強力な後援機関として全市を掲げて、姉妹市の効果推進を図つてゐると伝えてまいりました。館山市とペリンハム市のことであります。

—リンハムの市民に差上げ

市から健康相談券
無料を発行

けることによつて、お互の風俗・習慣を理解しあい、相互の親善を深める一番簡単な方法である手紙の交換をおこなおうという事になりました。

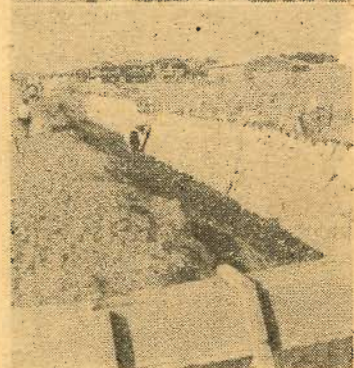
文通の方法

でベリンハム市長へ送し、市長さんに夫々相手方を紹介してもらふの後はお互同志で直文通を継続するという方法をとりたと思います。

【お願ひ】一回は初めて手紙をへ

年内に館山棧橋まで貫通

船形港から館山港を結ぶ
延長四千六百七十五米の
海岸道路工事は、都市計
画街路事業として着々そ
の完成をめざして進めら
れており、去る六月沙入
橋完成に引続いて、本年
は沙入橋のため、とから館
山棧橋にいたる延長四千
四十三米、巾員十一米
工事費三百九十二万八
千円で始められておりま
この工事は、道路の海
面が石積み及びプロツ
張りをしたもので、十
月一ばいで館山棧橋通



合同慰靈祭

ように心掛けること。
（市長に適當な相手
を選定してもらふ利便
のため）
一、原則として九月末日
迄に市役所秘書課まで
届けていただくこと。

失業對策道路整備

この慰霊祭は、市内の日清日露から大東亜戦争にいたるまでの戦歿軍人軍属及び戦斗協力者を対照として行っているもので

納稅義務者調査

（固定資産（土地・家屋等）の所有者が死亡しているのに、その相続登記の手続をしてないため、死亡者名義の財産がそのままに死亡した場合は、旧法による家督相続（長男或いは特に定められた者に財産の全部を相続する）がなされ、昭和二十二年

胸に“赤い羽根”を

十月は共同募金運動

市道塩見線完成

（宇立石ノ宮ノ脇）
失業対策事業の道路改良
工事として着工していた
市道塩見線の宇立石から

各家庭で

必ず門標を

歴や職歴には一切関係なく、取引員にならうとする意志のある方は誰れでも受験が出来ます。

(1) 受付期間 昭和33年10月1日～10日まで

(2) 申込方法 ①申込用紙は宅地建物取引員試験申込書、受験票の2種類で受験手数料500円(県収入証紙)を貼つて県建築課に提出します。関係用紙は県建築課で交付します。

(3) 試験期日 11月16日(日) 午後1～3時半

(4) 試験場 千葉市葛城町県立千葉第一高校

新しい選挙人名簿

九月十五日現在で、選挙資格調査が行われます。そしてこの調査されて作成された、基本選挙人名簿は、本年十二月二十日から来年の十二月十九日までの一年間に行われる各種選挙に使われるものです。

なお、基本選挙人名簿を作成いたしますと、名簿に登録された有権者に縦覧をしていただき、誤りがあるかないかを見ていただく期間があります。これが十一月五日から十月十五日現在で作成

九月までの間で、市選挙管理委員会室で行います

一、調査の対象

(1) 日本国民である事。

(2) 昭和三十三年十二月二十日迄、満二十才以上の者である事。

(3) 昭和三十三年十二月二十日以前生れたる者。

(4) 九月十五日迄引続き三月以上上館山市の区域内に住所を有する者である事。(昭和三十三年六月十五日迄に市区域内に住所を有し引続き在住している者)

九月十五日現在で作成

からの昭和三十二年秋からで、以来十年、尊い寄附金が各地からよせられ、恵まれない人達や或いはその施設に配分されております。
 なお、館山市のこれら施設にも六十八万八千円余の配分が来ております。
 今年の目標額
 七五五、四六〇円
 今年の共同募金目標額は七五五、四六〇円で昨年より二、四三〇円増になつておりますが、どうか昨年同様皆さんの深いご



宮の脇にいたる四百二十
 四米の道路改良工事は、
 物件移転、その他潰地費、
 保証費を含め五十七万二
 千円でこのほど完成した
 なお、この道路の幅は四
 米となつた。【写真 完
 成した塩見道路】

養老年金

受給資格調査
市では、本年新たに養老年金受給資格者（満86才）になられた高令者の調査をしております。

福祉の増進を目的とし、昨年から実施している。

ので、市職員がそれぞれ戸別に訪問して調査をしておられますからご協力下さい。

受給資格者

(2)これら以外で、満86才に達しているが、本市居住5年に満たない方で、昭和34年3月31日で5年以上になる方も同時に調査します。

